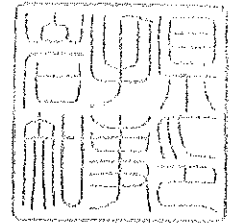


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証
する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 4月12日

許可の有効年月日 令和 8年 4月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物
- ・廃水銀等
- ・銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

(以下、裏面記載)

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 4月12日 当初許可

平成15年 2月17日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に鉍さい（砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（水銀又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成17年 8月 1日 変更届出書受理（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじん、燃え殻、鉍さいの積替え・保管を削除したこと。）

平成18年 4月12日 更新許可

平成19年 9月19日 変更届出書受理（代表者を伊藤直彦から変更したこと。）

平成20年 4月30日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成23年 4月12日 更新許可

平成23年 4月15日 変更届出書受理（本店所在地を東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号から変更したこと。）

平成24年 9月 6日 変更届出書受理（代表者を小林正明から変更したこと。）

平成28年 4月12日 更新許可

平成28年 4月28日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に廃水銀等を追加したこと。）

平成30年 9月 4日 変更届出書受理（代表者を田村修二から変更したこと。）

令和 3年 4月12日 更新許可

令和 4年 9月13日 変更届出書受理（代表者を眞貝康一から変更したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白